

主な改正概要

○令和6年7月2日施行

【過大な営業行為の制限】

LPガス販売事業者が、不動産・建設関係者等に対し、設備貸与や紹介料などの形で過大な利益供与を行うなどの営業行為を抑止するため、下記の措置を講じる。

1. 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止

(改正省令第16条第15の3号、4号)

2. 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替を制限するような条件付き契約締結等の禁止

(改正省令第16条第15の5号、6号)

【LPガス料金等の情報提供】

賃貸集合住宅の場合、入居後は事実上LPガス販売事業者を変更できないといった実態を踏まえ、入居前にLPガス料金等の情報を入手できるよう、下記の措置を講じる。

1. 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務(入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)

(改正省令第16条第15号の2号)

2. 入居希望者からLPガス販売事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務づけ(同上)

○令和7年4月2日施行

【三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)】

消費者に不透明なかたちで、LPガスとは関係ない費用等がLPガス料金として上乗せ回収されている現状を是正するため、下記の措置を講じる。

1. 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制(設備費用の外出し表示)の徹底(改正省令第16条第15号の7号)

2. 電気エアコンやインターホン、Wi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止(改正省令第16条第15号の8号)

3. 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止(三部制料金とした上で、設備料金は「該当なし」と記載)

(改正省令第16条第15号の9号)

(注) 上記1は新規契約・既存契約ともに適用。上記2及び3は新規契約のみ適用(既存契約は早期移行努力義務)。

なお、施行時点における消費者との液化石油ガス販売契約(既存契約)については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示(内訳表示の詳細化)を求める(改正省令附則第2条)。その上で、新制度への早期移行を促していく。(改正省令附則第3条)

以上